

障害児等への支援方針の策定・運用について（案）

1 現状および課題

障害のある児童・生徒について、小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブのそれぞれの区立施設において受入れを行っている。各施設ともに受入れにあたっては判定会議を開催し、その可否を決定している。受入れ基準については、今までの経緯等を踏まえて、施設の種別ごとに異なっており、同一の児童・生徒が申込先の施設により異なる対応を受ける場合がある。

また、医療的ケアを要する児童について、現在、下石神井小学校において学校生活臨時支援員による痰の吸引を行っている。医療的ケアについては、教育委員会として統一的な実施基準を設けていない状況であり、施設の種別ごとに取扱いが異なっている。

2 今後の対応の基本的な考え方

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が平成 28 年 4 月から施行され、同法では行政機関等はその事務又は事業を行うに当たり、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとの規定がされている。障害者差別解消法の趣旨をふまえながら、練馬区教育委員会としての統一的な方針を策定する。

3 障害児等への支援方針「練馬モデル（仮称）」の策定について

障害がある、または医療的ケアを要する児童・生徒に対する支援方針としては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、包括的に合理的配慮の理念を掲げることとする。

そのうえで、障害および医療的ケアを要する児童・生徒への支援方針を事業ごとに定めることとする。

具体的には以下のとおりである。

（包括的な支援方針）

合理的配慮の実施

学識経験者や医療従事者などによる受入れ判定会議、必要に応じて支援会議を開催

庁内関係部門による横断的な受入れ調整会議の開催

受入れ先の情報連携を行うための「学校生活支援シート」の作成

(障害のある児童・生徒に対する支援方針)

小中学校・幼稚園・学童クラブの各施設における個別の実情を踏まえ、受入れ基準については事業ごとに項目立てて設定する。

(医療的ケアを要する児童・生徒に対する支援方針)

区が実施する医療的ケアの内容については、医師以外が行うことができる医療的行為のうち、区が安全・適切に実施できるものについて実施する。(医療的行為は、たんの吸引・経管栄養・導尿をベースとする。)

たんの吸引・経管栄養以外の医療的ケアについては、医療職としての資格が必要となる。区として、適切かつ継続的に医療的ケアを実施していくために、安定的に人材を確保する。

- ・ 区医療職の非常勤職員としての対応
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 人材派遣の利用
- ・ ふれあいナースバンクへの出展
- ・ 町会回覧板の活用

新たに受入れを行う際は、看護師資格をもったケア実施者だけではなく、全体調整を行うことができる医療職も確保していく。

緊急事態の気づきという観点から、主治医からの情報に基づきあらかじめフローチャートなどの形式により対応マニュアルを整備する。また、緊急時の応援職員を含めた役割分担を策定しておく。

「練馬モデル(仮称)」には、ケアを行う場の環境整備についても規定する。